



文書番号：BTW-GS030b

2024年5月9日

SMC株式会社

代表取締役社長 高 田 芳 樹

責任ある鉱物調達対応について

SMCは、ドッド・フランク ウォールストリート改革および消費者保護法（DFA）1502条に従って、責任ある鉱物調達の実践に取り組んでいます。

SMCは、実務指針に則って、戦争や人身売買（奴隷制、児童労働、強制労働、虐待、戦争犯罪）などの非人道的行為に苦しむコンゴ民主共和国（DRC）とその周辺地域、いわゆる紛争影響地域および高リスク地域（CAHRA）に所在する製錬所のサプライチェーンを調査しています。

またSMCは、OECD付属書IIに掲げられたリスクを含む、人権侵害や環境破壊などのリスクや不正行為につながる可能性のある鉱物の使用も禁止しています。

取り組み内容

SMCは、責任ある鉱物イニシアチブ（RMI）が提供する紛争鉱物報告テンプレート（CMRTおよびEMRTなど）を利用し、お客様向けデータベースから紛争鉱物に関する情報を収集してきました。

SMCは、サプライヤーに対する広範な調査を行った後、テンプレート上の情報を決定する際にデューデリジェンスが実行されているかどうかを検証します。

SMCは、DFAの基本精神を尊重し、パートナーサプライヤーと協力して、お客様に必要な情報を提供します。また、サプライヤーと連携し、DRCや周辺国の武装勢力に利益をもたらす紛争鉱物を含む原材料、サブアセンブリ、素材が購入されることのないよう取り組んでいます。

- ・DRCと周辺国の武装勢力に利益をもたらす紛争鉱物ビジネスを最小限に抑えます。
- ・地域の合法的な鉱物は調達することにより、これらの輸出に依存するコンゴ民主共和国やその周辺地域の経済を支援します。

SMCは、サプライヤーに対し、CFS（Conflict-Free Smelter）認定製錬所への切り替えを奨励していきます。

以上の紛争鉱物問題に対するSMCの基本方針について、お気づきの点がありましたら是非お教えください。

以 上